府　令

○内閣府令第四十九号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項及び第三百条第一項の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十二条第一項中「次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であって、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも」を「、第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ」に改め、同項第四号イ中「限る」を「限り、保険契約者が法人であるものを除く」に改め、同号ロ中「、保険期間が十年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）又は」を削り、「内容とするもの」の下に「（保険契約者が法人であるものを除く。）」を加え、同条第三項中「使用人が第一項第四号から第六号まで」を「使用人が第一項第六号」に改め、同項第一号中「及び第二百三十四条第一項第十号」を「並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号」に、「第一項第四号から第六号まで」を「第一項第六号」に改め、同項第三号中「第一項第四号から第六号まで」を「第一項第六号」に改め、「（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）」を削り、「講じていること。」の下に「ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。」を加え、同条第四項中「この条において特例地域金融機関」を「前項に規定する「特例地域金融機関」」に改め、「当該金融機関の融資先従業員等（」を削り、「当該金融機関が事業を行う個人又は法人」の下に「（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）」を加え、「をいう。次条第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十三条の五第四項において同じ。）」を削り、「第一項第四号又は第六号」を「第一項第六号」に、「当該保険契約者一人当たりの」を「当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき」に、「合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う」を「当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする」に改め、同条第五項中「第一項第四号又は第六号」を「第一項第六号」に、「当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う」を「当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする」に改め、同条第六項中「第三号まで」を「第五号まで」に改める。

第二百十二条の二第一項中「次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であって、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも」を「、第一号から第五号の四までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第六号又は第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ」に改め、同項第五号の次に次の三号を加える。

五の二　前条第一項第五号に掲げる保険契約（前二号に掲げる保険契約に該当するものを除く。）

五の三　法第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者が被る損害を塡補するものを除く。）に係る保険契約（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約するもの

五の四　法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（第一号から第三号まで及び前号に掲げるものを除く。）のうち、当該銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を塡補する保険契約（当該事業者を保険契約者とするものに限る。）

第二百十二条の二第一項第六号中「対象とする」を「塡補する」に、「第三号までに掲げるもの及び」を「第三号まで及び前二号に掲げるもの並びに」に、「次に掲げる要件のいずれかに該当する」を「次のいずれにも該当しない」に改め、イ及びロを次のように改める。

イ　法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体等」という。）又はその代表者を保険契約者とし、かつ、当該団体等の構成員を被保険者とするもの

ロ　団体等の構成員を保険契約者とし、かつ、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の収受を行うことを内容とする契約を伴うもの

第二百十二条の二第一項第七号を次のように改める。

七　削除

同項第三号中「（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）」を削り、「講じていること。」の下に「ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。」を加え、同条第四項中「この条において特例地域金融機関」を「前項に規定する「特例地域金融機関」」に、「当該金融機関の融資先従業員等」を「当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）」に、「当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う」を「当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする」に改め、同条第五項中「当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う」を「当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする」に改め、同条第六項中「第五号まで」を「第五号の四まで」に改め、同項の次に次の一項を加える。

7　第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の十三各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあっては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。